

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成27年3月20日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	岡田荘史
同	寺澤和男

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成24年度 随時監査（工事・後期）（24監査第85号）分

指摘事項		当初措置状況 (25年度)	平成26年度の措置状況	担当課
3 契約について 小規模工事の発注に関し注 意すべきもの (報告書5ページ)	契約金額50万円以下の工事(小規模工事)は件数が多く、また、事業者見 積額と査定額(請負金額)が同額で、なおかつ上限額に近い金額となってい る件数が相当数あることから、今後、各担当課においては、入札制度による 競争性・公平性・経済性を十分に考慮し、小規模工事の発注に関する 適正な基準等の見直しを早急に検討されたい。	基準等について、工事関係課と早急に検討していく。	小規模工事の限度額が50万円から70 万円に引き上げられたことによる設計等 の基準及び、人工等の見積りに対する 設計額の算出方法・提出書類につい て、建設3課で統一基準を定めた。	道路課 河川課 維持課